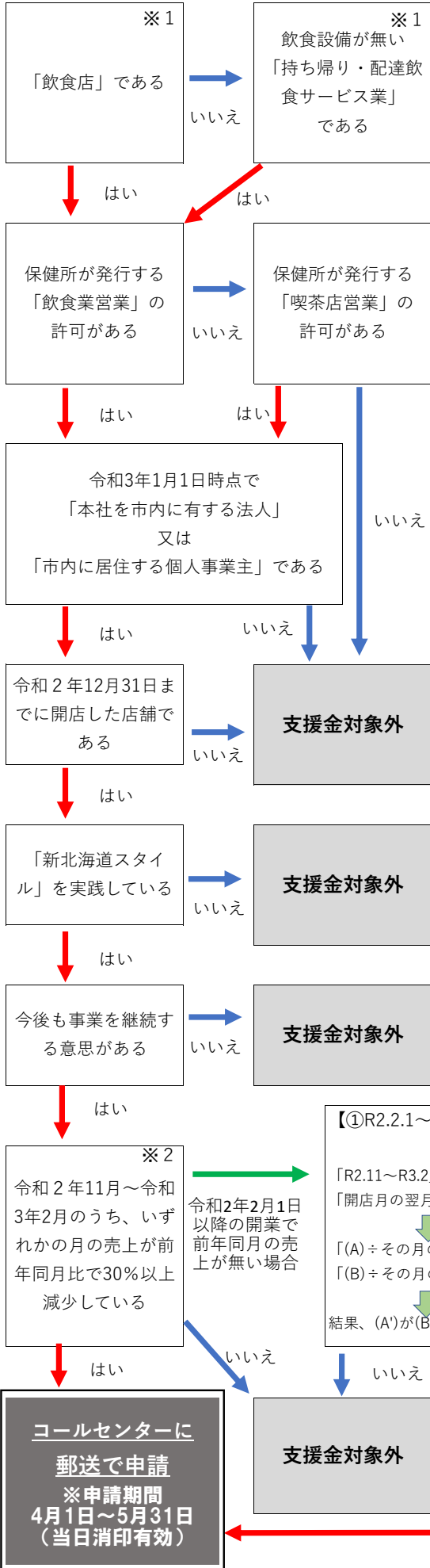


◆北海道・帯広市 飲食業経営継続支援金 フローチャート



※1 「76:飲食店」「77:持ち帰り・配達飲食サービス業」に該当する店舗の例（日本標準産業分類）

【76:飲食店】
居酒屋、焼き鳥屋、ダイニングバー、バー、スナック、大衆食堂、定食屋、ファミリーレストラン、ラーメン店、焼き肉店、すし屋、そば屋、うどん店、喫茶店、カフェなど

【77:持ち帰り・配達飲食サービス業】
持ち帰りすし店、弁当屋、移動販売（調理を行うもの）、宅配ピザ屋、デリバリー専門店、ケータリングサービス店など

➢ 「注文を受け、その場で調理して飲食物を提供する店」が対象となりますので、調理済の食品を売る店（スーパー、コンビニ、パン店、菓子店など）は原則として小売業の扱いとなります。

注）店内に小売のほか、飲食サービスがある場合は支援金の対象となる可能性がありますので、コールセンター（☎0155-67-0027 平日9：30～17：30）までお問い合わせ下さい。

※2 減少要件の一例

この期間の任意の月の売上と比較

	令和2年度		令和元年度
11月	500,000円		500,000円
12月	500,000円		500,000円
1月	300,000円	前年同月比で ← 30%以上減少 →	600,000円
2月	350,000円		400,000円

【①R2.2.1～9.30に開店した店舗の場合】

「R2.11～R3.2」の何れかの月の売上を選択 = (A)
 「開店月の翌月～R2.10」の何れかの月の売上を選択 = (B)
 $(A) \div \text{その月の日数} \times 30 = (A')$ と
 $(B) \div \text{その月の日数} \times 30 = (B')$ を比較
 結果、(A')が(B')より3割以上減少している

【②R2.10.1～12.31に開店した店舗の場合】

「開店月の翌々月～R3.2」の何れかの月の売上を選択 = (C)
 「開店月の翌月～(C)の前月」の何れかの月の売上を選択 = (D)
 $(C) \div \text{その月の日数} \times 30 = (C')$ と
 $(D) \div \text{その月の日数} \times 30 = (D')$ を比較
 結果、(C')が(D')より3割以上減少している

コールセンターに郵送で申請
 ※申請期間 4月1日～5月31日
 (当日消印有効)

◀ 本支援金に関するお問合せ先 : ☎0155-67-0027 ▶
 〒080-0010 帯広市大通南8丁目1番地1 太平洋興発ビル1F 帯広市飲食業経営継続支援金コールセンター（平日9:30～17:30）